

【 『財務会計の基本を学ぶ（第13版）』 一部内容の修正について 】

※2023（令和5）年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に
合わせ、下記の点を修正させていただきます。

24 ページ 図表 1-2

最終行に下記を追加挿入

2023年11月17日	企業会計基準第32号『『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正』
-------------	---

47 ページ 図表 2-2

BOX内の10~14行目を修正

(省略)	
第2 事業の状況	
1 経営方針，経営環境及び対処すべき課題等	
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	←追加+以降の番号をずらす
3 事業等のリスク	
4	←「いわゆるMD&A」を削除
5	
6	
(省略)	

51 ページ コラムを削除・以下の文章を追加

2023（令和5）年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年11月29日法律第79号）により，上場会社に対する期中の業績等の開示について，2008（平成20）年4月以降，金融商品取引法で義務づけられてきた四半期報告書制度は廃止（金融商品取引法第24条の4の7，第24条の4の8の削除）され，2024（令和6）年4月1日以降開始する四半期からは，四半期決算短信へ一本化されるとともに，上場会社には，金融商品取引法上，四半期報告書に代えて半期報告書の提出が求められることになりました。

四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い，中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則，四半期財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則，中間連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則，四半期連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則は廃止され，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則と連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則において，従前の四半期財務諸表を第1種中間財務諸表，従前の中間財務諸表を第2種中間財務諸表として，中間財務諸表の作成方法等が規定されることになりました。また，第1種中間財務諸表等に適用される会計基準については，企業会計基準委員会において議論が行われることになりました。